

法人県民税（法人税割）の超過課税の適用期間の延長について

宮 崎 県
令和 7 年 10 月

県税につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、宮崎県では、法人県民税の法人税割の超過課税（標準税率 1.0%→超過税率 1.8%）を実施していますが、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費を確保することを目的に、適用期間を 5 年間延長することになりました。

つきましては、適用期間延長の趣旨を御理解いただきますとともに、御協力をよろしくお願いします。

なお、超過税率及び超過税率が適用される法人のその他の区分等については、変更はありません。

超過課税制度の概要

1 適用期間

昭和 51 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分の法人税割について適用します。

※延長前は、昭和 51 年 2 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分の法人税割について、適用することとされていました。

2 税率の適用区分

超過税率(1.8%※)が適用される法人	標準税率(1.0%※)が適用される法人
① 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人 ② 資本の金額又は出資金額が 1 億円以下で、法人税割の課税標準となる法人税額が年 1,000 万円を超える法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがありかつ、収益事業を行うものを含む。） ③ 保険業法に規定する相互会社	左の欄に該当しない法人

※令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度については、超過税率は 4.0%、標準税率は 3.2%となります。

3 超過税率の適用に当たっての判定

(1) 資本の金額又は出資の金額が1億円を超えるかどうかの判定

次の申告区分に応じて、各々の摘要欄に掲げる日現在における資本の金額又は出資金額により判定します。

申告区分	摘 要
確 定 申 告	事業年度（みなす事業年度）終了の日現在
中 間 申 告	
予 定 申 告	前事業年度（みなす事業年度）終了の日現在

（注）上記の申告には、当該申告に係る修正申告を含みます。

(2) 法人税額が年1,000万円を超えるかどうかの判定

次に掲げるところにより判定します。

ア 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、関係都道府県に分割される前の法人税額が年1,000万円を超えるかどうかによります。

イ 法人税額の課税標準の算定期間（事業年度）が1年に満たない法人（仮決算に基づく中間申告をする法人を含む。）にあっては、その法人税額が次の算式により計算して得た額を超えるかどうかによります。

$$1,000 \text{ 万円} \times \frac{\text{当該法人の法人税割の課税標準の算定期間（事業年度）の月数}}{12 \text{ 月}}$$

※ （2）イの場合に、算定期間（事業年度）の月数は暦によって計算し、1月に満たない端数を生じた時は1月として計算します。

詳細につきましては、最寄りの県税・総務事務所にお問い合わせください

宮崎県税・総務事務所 電話 0985-26-7274
日南県税・総務事務所 電話 0987-23-7136
都城県税・総務事務所 電話 0986-23-4589
小林県税・総務事務所 電話 0984-23-3194

高鍋県税・総務事務所 電話 0983-23-0213
日向県税・総務事務所 電話 0982-52-4147
延岡県税・総務事務所 電話 0982-35-1811